

# 埼玉県三芳町議会

## 事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### (1) 議会活性化等への取組み

#### ア 議会基本条例等の制定

平成19年改選後、議会運営委員会が「議会活性化」をテーマに所管事務調査を実施し、「今後の議会運営を効率的で住民にわかりやすい、開かれた議会を構築していかなければならない」と結論が出た。

その後、全員協議会で議会改革を進めていくことを確認し、まずは「できることからやっていく」とし、従来一般質問時、議員側に向かって壇上から発言を行っていたのを、執行側に向かって発言席（一般質問席）を設置した。

平成20年には夜間議会の開催、翌21年には休日議会を開催した。

同年4月第2回議会臨時会で議会改革特別委員会を設置し、基本条例作業部会において行政視察、住民参加の学習会や意見交換会を行い、平成22年6月議会において議員提案議案として上程し、全会一致で可決した。

また、同時期に政治倫理条例についても制定に向け作業部会を編成し、協議を重ね、基本条例同様議員提案議案として上程し、全会一致で可決した。

#### イ 議会改革推進特別委員会の設置

更なる議会改革を推し進めるため、平成24年6月に議会改革推進特別委員会を設置し、全員協議会の定例化、議会の広報広聴機能を充実させるため、任意の委員会であった「議会だより編集委員会」を所管の範囲を広げた「議会広報広聴常任委員会」に変更、町長の施政方針に対する代表質問の試行や教育長の教育方針演説の創設など、約40項目にわたる議会改革に係る事項を協議した。

### (2) 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定

住民より「議員が議会活動をできなくなった場合、その期間の報酬は支払われるのか」との質問があったことを機に、議会運営員会で協議を行い、議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合に、議員報酬及び議員期末手当の支給について、議員報酬条例の特例を定めた「議会議員の議員報酬の特例に関する条例」を平成24年3月議会に議員提案議案として上程し、全会一致で可決された。

(3) 住民とともに政策提言を実現する政策検討会議及び政策サポーター会議の設置による政策立案能力の強化

町には、解決しなければならない多くの政策課題があり、その課題解決のために、議会としても政策立案能力の向上は必要であるととらえ、平成27年には先進地である長野県飯綱町、翌年には北海道芽室町を視察し、協議を行ってきた。平成29年には、住民とともに政策提言を実現する政策検討サイクルを稼働させるため、議員の構成メンバーによる政策検討会議と、当該会議に住民や団体推薦を加えた政策サポーター会議を設置し、幾度となく協議を重ね、また政策サポーターと意見交換を行い、住民の意見を十分に反映させた提言書を作り上げ、町に対し2度にわたり政策提言を行った。

平成30年5月に「地域の特長を活かした観光資源の整備」、平成31年2月に「身近な緑を守り育てるための環境整備」と題して提言書を町長へ提出し、今後、進捗状況について議会として検証していく予定である。

## 事績2 住民に開かれた議会

### (1) 夜間議会及び休日議会の開催

議会傍聴の機会を容易にし、より多くの住民が参加できるよう夜間議会を平成20年9月定例会、休日議会を平成21年3月定例会より各年1回開催している（夜間議会は現在休止中）。

夜間議会は主に一般質問を、休日議会は新年度予算審議について行い、傍聴を呼び掛けている。

### (2) 町ホームページによる議会情報の公開及びSNSの活用

議会ウェブサイトでは、議会基本条例の規定により、議長交際費の公開や政務活動費収支報告書を領収書全てにおいて公開し議会の透明性を確保するよう心掛けている。

定例会の日程や一般質問通告書の掲載、また各議員の一般質問の動画配信も行っており、どの議員がいつどのような一般質問を行ったか容易に閲覧できるようにしている。

更に、議会ウェブサイトトップページにはカレンダー（議会予定）を掲載し、いつどのような委員会や全員協議会が開催されるかなどが記されており、日程を知ることにより委員会等に傍聴に訪れる住民が近年増加傾向にあるところである。

また、SNSの活用により、当日行われた委員会の協議内容や視察に訪れた議会の紹介など、写真を交えてなるべくリアルタイムで発信し、本日の議会活動を明確

にし、常に開かれた議会を目指している。

### (3) ホームページ以外の広報活動

議会広報広聴常任委員会では、議会の日程と一般質問の質問要旨を掲載したポスターを作成し、公共施設や町掲示板などに掲示している。

また、予算・決算議会時には、通常各議員が定例会案内チラシを住民に配布するのとは別に、朝夕駅頭においても全議員が配布を行い、議会の存在をアピールするとともに、直接周知を行い、傍聴者数の増加に努めているところである。

### (4) 議会報告会の開催

議会基本条例の規定により、議決した議案の住民に対する説明責任を果たすとともに、住民との対話を行うことにより、議会活動に対する意見や町政に関する提言などを聴取することを目的として平成22年4月より毎年開催している。

平成29年からは、住民との意見交換会を従来の教室形式から1グループ6人程度のワークショップ形式にし、より住民が意見を述べやすい環境づくりに心がけた。

### (5) 広聴活動の推進

議会基本条例の規定により、議員が常に住民と対話できる機会を設け、住民の声を聴きながら調査研究を実施することにより、住民福祉の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として、住民と議員の対話集会（井戸端会議）を開催することとした。

町内の各種団体より直接議員と話し合いたいと申し込みがあった場合、会議の開催日時・場所・参加議員等を、所管する議会広報広聴常任委員会が調整し、会議を行う。

平成26年2月に町内行政区の区長ら役員と話し合いを行い、平成27年9月には町内のNPO団体と話し合いを行い、団体の抱えている課題や町への要望など、直接聴き取ることができた。

### (6) 議会だより

年4回議会だよりを議会広報広聴常任委員会が中心となって発行している。

原稿作成から構成まで委員が行い、また、一般質問は質問を行った議員が原稿を作成し、答弁者である町長もしくは課長に確認印をもらい、掲載内容の正確性を担保している。

議会だよりを手にとって読んでもらえるよう、表紙の写真を背景ではなく住民の写真を取り入れたり、親しみやすくするよう表紙の文字をひらがなにするなど、各

委員アイデアを常に出し合い、工夫を重ね、日々努力しているところである。

### **事績3 地域活性化のため特別な取組みをした議会**

#### **(1) 三芳町議会災害対策支援本部の設置**

議会が、地震等の災害時に町災害対策本部の実施する諸活動を支援し、議会議員に必要な情報を伝達することにより、迅速かつ的確に行動できるよう三芳町議会災害対策本部設置要綱を定め、災害時、町が災害対策本部を設置した場合、議会は災害対策支援本部を議会内に設置し、議員自らが町内を巡回し、被災状況を議会内で運用しているメーリングリストにより全議員で情報共有し、一刻も早い対応が必要であると議長が判断した場合には、町対策本部に情報提供し、早期の対応を要請するものである。

過日の台風においても、被害状況を各議員がメールにより情報共有し、また得た情報は議長より町へ逐一報告し、災害対策に貢献しているものとする。